

交渉速報

J R 貨物労組中央本部業務部

2026年3月10日

No. 9

フレックスタイム制度対象拡大の提案受ける!

フレックスタイム制度は2024年度から実施され、本社内の各本部、部、室及び中央研修センター、並びに事業開発支店、支社に勤務する社員（契約社員、シニア社員を含む）を対象としてきました。

そして本社は、社員のモチベーション向上や、多様な働き方の推進に資する効果が見込まれることから、可能な限り多くの社員を対象とするために、2026年4月からフレックスタイム制度の対象社員の拡大を実施する考えを示しました。

主な提案内容は以下の通りです。

1. フレックスタイム制度を拡大する社員について

支店、駅営業課、工事管理事務所、工事支所、工事区、保全技術センター（マネジメントグループ）並びに現業機関の事務（職名上「事務主任」「事務指導係」「事務係」の社員）を担当する社員（契約社員、シニア社員を含む）。

2. 拡大の判断基準について

作業ダイヤが無く、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条第2項による点呼執行に関わらない社員を拡大。

3. 対象を拡大する対象の概要

(1) コアタイム 11時～15時（現行対象と同様）※休憩時間12時～13時

(2) フレキシブルタイム 8時～11時、15時～20時（現行対象と同様）

(3) 標準労働時間 日勤1種：7時間50分 日勤2種：7時間35分

※日勤2種と変形8形を組み合わせる勤務する社員に適用する場合、7時間50分

(4) 清算期間 1ヵ月（毎月1日が起算日）

(5) 特別休日 日勤1種：土曜日及び祝日に特別休日を指定 日勤2種：58日付与

※日勤2種と変形8形を組み合わせる勤務する社員に適用する場合、土曜日及び祝日に特別休日を指定

(6) 所定労働時間 標準労働時間×労働日数 ※1ヵ月間の暦日数－休日数－休暇

4. 実施日

2026年4月1日

中央本部は今後、「フレックスタイム制度の対象拡大」について団体交渉を行ないます。引き続き、働きやすい労働条件の改善をめざして労使協議を強化し、職場と一体となった取り組みを展開していくこととします。

以上